

第5章：計画の推進

1. 市民主体の取り組みについて

- ・市民すべてが、少子化や核家族化が子どもの成長に与える影響や子育ての社会的意義に目を向けていくことが大切です。子どもを生み育てるなどを地域社会として尊重し、支援し、地域社会全体で子どもを生み育てていく環境づくりを進めていくことにより、地域の「子育て文化」を再生させ、次世代に継承していくことが望まれます。
- ・ふるさとを知り、愛する子どもを育てていくために、地域の多様な人材が活躍すること、また、歴史的・文化的資源などを有意義に活用することが大切です。
- ・不登校やひきこもり、非行、児童虐待などの複雑な問題において、重要となる最初の支援の手を差し伸べられるのは、ともに地域を構成する市民一人ひとりです。地域のふれあいの大切さを相互に認めあって、ふれあいを大切にする地域づくりを進めていくことが望まれます。
- ・こうした市民による行動が活発になっていくためには、市民一人ひとりが家庭生活・地域生活・仕事など社会生活の適切なバランスを自ら選びとつていけることが重要です。

2. 企業等の行動計画とその支援について

- ・勤労者が、男女を問わず家庭や地域社会の一員としての役割を果たせるよう、時間的にも、身体的にも、経済的にもゆとりのもてる働き方を保障する企業風土づくりが必要です。そのため、育児休業制度の定着や労働時間の短縮・弾力化、さらに妊娠婦の健康管理などの労働環境の整備が図られることが重要であり、こうした仕組みの運用に理解がある、子育てがしやすい職場環境づくりが急務です。
- ・従業員数が300人を超える事業所にあっては、次世代育成対策推進の一般事業主行動計画策定が義務づけられていますので、上述の取り組みについて具体的な計画をつくって展開を図っていく必要があります。また、従業員数が300人以下の事業所にあっても、同業種の連携等により、積極的な子育て家庭支援対策の推進が重要です。

【次世代育成支援対策推進センター】

■次世代育成支援対策推進センターとは

- 次世代育成支援対策推進法によって事業主が策定することとされている「一般事業主行動計画」の策定・実施を支援するための、事業主の団体や連合団体です。（次世代育成支援対策推進法第20条）
- センターは、厚生労働大臣が指定します。
- 地域別や業種別の団体等、一定の要件を満たすものを、団体の申請に基づき指定することとしています。

■次世代育成支援対策推進センターの取り組み

- 行動計画の策定・実施に関し、業務体制や要員管理の見直しなど、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境を整備するためのノウハウのない事業主に対して、相談援助などを行います。
- 例えば、次のようなことが考えられます。
 - ・ 行動計画の策定・実施についての好事例の収集、地域別・業種別のモデル計画の策定
 - ・ 行動計画の策定・実施に関する講習会の開催
 - ・ 仕事と子育てを両立しやすくするための業務体制や職場環境づくりなど、雇用環境の整備についての相談
 - ・ 事業主の取組を促進するための広報・啓発

■次世代育成支援対策推進センターの指定を受けるには

- 定款など団体の目的・組織などがわかる書類や資産状況がわかる書類などのほか、センター業務の実施に関する基本的な計画を提出して申請していただきます。
- 業務の実施に関する計画が業務の適正かつ確実な実施ために適切であることなど、一定の基準を満たしている場合に指定を受けることができます。

■京都府下の指定団体

- 京都経営者協会（京都府京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町614番地）
- 京都府中小企業団体中央会（京都府京都市右京区西院東中水町17番地）

（厚生労働省ホームページより）

3. 行政による計画推進について

- ・ 保健・福祉、教育をはじめ、あらゆる行政分野が子育ち・子育て支援の視点で施策に取り組むとともに、その仕組みづくりの検討を行います。
- ・ 限られた市の財源及び人的資源を有効に活用してバランスの取れたまちづくりを進めるため、緊急性・重要性を勘案した継続的で実効性のある取り組みを、目標値を設定した具体的な計画の適切な進行管理のもとに進めます。
- ・ 計画内容や子育て支援などの情報について、より積極的な手段を用いた周知に努めると同時に、計画を進めていく様々な段階において市民参画・市民協働の機会拡充やボランティアの育成を図ります。
- ・ 公立保育所及び幼稚園のあり方を検討し統合・民営化の推進を図るなど、第4次福知山市行政改革大綱を踏まえた計画推進を図ります。